

役員等の報酬並びに費用弁償に関する規則

昭和55年7月28日

規則 第 8 号

(沿革) 昭和58年3月17日 一部改正
平成元年3月23日 一部改正
平成4年3月31日 一部改正
平成15年3月26日 一部改正
平成20年3月26日 一部改正
平成29年12月7日 一部改正
令和3年11月12日 一部改正
令和4年3月14日 一部改正

(目的)

第1条 この規則は、社会福祉法人一戸町社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第10条及び第25条の規定に基づく役員等の報酬並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員等とは、定款第6条による評議員並びに定款第18条による理事、監事及び会長が委嘱する委員をいう。
- (2) 前号の役員等は、非常勤役員とする。
- (3) 報酬とは、報酬及びその他の業務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。
- (4) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む。）等の経費をいう。

(報酬の額)

第3条 報酬の額は、別表第1表のとおりとする。ただし、地方公共団体から給与の支給を受ける職と兼職する者及び本会の職員が兼職する役員等には支給しない。

(報酬の支給方法)

第4条 報酬の支給は、勤務実態に即して計算し、翌月15日に支給する。ただし、その日が休日にあたる場合は、その翌日以後の15日に最も近い日とする。

- 2 報酬、費用の支給は、現金をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(費用弁償費の支給)

第5条 役員等が公務のために会長の命を受けて出張した場合には、本会の旅費規程(昭和32年・規程第1号)により旅費を支給する。

2 会長が招集する会議に出席した場合には、交通費を支給する。

(改廃)

第6条 この規則の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第7条 この規則の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を経て別に定めるものとする。

附 則

- 1 この規則は、昭和55年8月1日より施行し、昭和55年4月1日より摘要する。
- 1 この規則は、昭和58年3月17日より施行し、昭和57年4月1日より摘要する。
- 1 この規則は、平成元年4月1日より施行する。
- 1 この規則は、平成4年4月1日より施行する。
- 1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。
- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。
- 1 この規則は、平成29年12月7日から施行する。
- 1 この規則は、令和3年11月12日より施行し、令和4年4月1日より摘要する。
- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

役員等の報酬額一覧表

別表第1表

名	称	区分	区 分	摘 要
理 事	会 長	日額	5,000円	月額50,000円を超えないこと。
	副 会 長	日額	5,000円	年額50,000円を超えないこと。
	理 事	日額	5,000円	年額50,000円を超えないこと。
監 事	監 事	日額	5,000円	年額50,000円を超えないこと。
評 議 員		日額	5,000円	年額30,000円を超えないこと。
その他	会長が支給することが 適当と認めた 委員	日額	4,000円	年額30,000円を超えないこと。